

平成28年度（第2回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

1. 日時 平成29年1月19日（木） 午後1時30分～
2. 会場 さざんか会館1階第1会議室
3. 出席者  
 委員 岡崎会長、佐々木委員、山田委員、山崎委員、山内委員、今井委員、初田委員、清水委員、池田光委員、高須委員、尾崎委員、池田美委員、岩本委員、山本委員、深松委員  
 鳥取市 坂本福祉保健部長、森下保険年金課長、岡本医療費適正化推進室長、大谷健診推進室長、松田課長補佐、酒井主査兼国民健康保険係長、平田主幹  
 永井徴収課長、光浪徴収課長補佐

4. 会議状況

発言者	発言内容（要旨）
保険年金課長 福祉保健部長 会長 保険年金課長	<p>（開 会）</p> <p>（あいさつ）</p> <p>（あいさつ）</p> <p>鳥取市国民健康保険条例第2条の3の規定により委員の過半数をもって会議が成立することとなっております。本日の会議は、委員17名のうち15名にご出席いただいておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。</p> <p>また、この会議の会議録につきましては、鳥取市公式ホームページで公開することをご承知いただきたいと思います。</p> <p>それでは日程5の諮問に移ります。国民健康保険事業の運営について、部長から、岡崎会長に諮問をいたします。</p> <p>（部長から諮問書を読み上げ岡崎会長に提出）</p>
保険年金課長 会長	<p>それでは、これ以降の日程につきましては、会長に議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきますので、議事進行にご協力のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>初めに日程の5議事録署名委員の選出ですが、本日の会議の議事録につきましては、佐々木委員と深松委員に署名をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>＜異議なし＞</p> <p>続きまして、早速、議題に入っていきたいと思いますが、報告事項が2つあります。そのうちの最初の報告事項、国保都道府県化の協議状況について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 会長 委員</p>	<p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p> <p>はい。ありがとうございました。では、ただいまの説明に対して、御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>質問が2点と、確認を1点お願いしたいと思います。まず、資料1の1番で、県との市町村で連携会議をされているということですが、県の部局はどこになるのかということが1点です。2点目は資料の2のところの5ページにありますけど、19市町村の賦課方式は、どういうになっているのかということをお教えください。例えば、大きくいうと、保険料率と保険税ということでは、趣旨が変わってくる部分があると思うので。</p> <p>もう1点は、確認ですが、今の説明の中で、全体の大きな流れで保険料と医療費での話で、医療費が上がれば、国からの交付金が増えるのは確かにそうなのですが、それは支出ベースで見るとそうなるという話なので、財政的に見た場合には、医療費が高く、かつ収支をとると赤字になるから交付金が出ているという考え方なので、その点を鳥取市として、問題だという定義をしてしまうと、財政調整をする意味自体が変わってくる可能性があると思います。その辺の論旨をどう整理されているのか、確認させてください。今の御説明の中で、被用者保険から相当額負担していることは、今の論旨で行くと、私たち被用者保険としてお支払いできませんよという論旨になってしまいます。問題点としてあるっていうことは、よくわかりますが、全体の出と入りを考えた上で整理をしないと、もともとの交付金の話は、各自自治体において赤字が出るっていう話、要は医療費が高いために赤字が出るから被用者保険の交付金や国庫補助とかいう形になっているはずなんですけど、今のお話だと、財政調整の仕組みに問題があって、入りが過多になっている市町村があるんだという問題提起だけでは、ちょっと誤解を呼びやすいことになるのかなという思いがあるので、その辺がもしわかれば、御回答いただければと思います。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>1点目の最初の県の部局は福祉保健部の医療指導課になります。それから19市町村の状況ということでしたけど、鳥取市を含めて3市が保険料でやっています、残りの1市15町村は全て保険税という形でやっています。賦課方式は、鳥取県内の19市町村は全て均等割、平等割、所得割、資産割という、いわゆる4方式でやっております。それについて、先ほど説明したように資産割というのは、いろんなデメリットもあるので、県域化を契機に廃止してはどうかという議論が出ているということでもあります。</p> <p>あと、全体の出入りとしてどうかというような話だったと思いますが、今回の国保の広域化の背景として、1つには国保は小規模保</p>

事務局	<p>険者が多く、赤字になっているような状況もあるので、県単位に広域化して、負担を平準化していこうというのがそもそもの出発点ですので、そういう意味では、制度のそういう広域化のほうに向けていくというようなことで、やっておるものであります。</p>
事務局	<p>補足させていただくと、先ほど申し上げた財政調整の仕組み、主なものを3つ御紹介させていただいたのですが、国の交付金と主に被用者保険の拠出金から交付していただいている前期高齢者交付金は、財政調整の仕組みとして機能していて、お互いに相殺し合う仕組みも織り交ぜながら、必要などころに必要なお金が行くような調整の仕組みになっています。それに加えて、県内市町村の共同事業として財政調整後の再保険的な仕組みがあるのですが、これを少し問題視しております。国や被用者保険の交付金で調整が効いている仕組みをさらに上乘せして、医療費の状況によって県内市町村で支え合って調整する仕組みとして共同事業というのが成り立っています。ここを少し問題点として考えておりまして、調整した上に、さらにプラス、マイナスをすることによって過多になっているところや不足をきたしているところがないか、上手に調整して、余り潤沢にもならず、余り不足にもならず、保険料水準が平準化するように上手にしてほしいというのが本音のところでは。</p>
委員	<p>どちらかという市町村の共同事業で生じている乖離部分について、鳥取市としては埋めていく必要があるのではないかと問題提起と理解すればよろしいですか。</p>
事務局	<p>そういう認識です。</p>
委員	<p>全体の中での話になると誤解を生む話になるので、注意をされたほうがよろしいかと。これは意見です。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>もう1点だけよろしいですか。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>一部の自治体で反対の意思表示があるというお話ですけど、単純な質問ですけど、「いや、うち是一緒にならない」というような宣言を自治体がもししたら可能なのでしょうか。法整備的には、それはもうだめだっという話ということで私は理解をしているのですが。</p>
事務局	<p>県域化の枠組みからは法的に外れることはできません。一部が反対されているのは統一保険料ということです。統一保険料にするには、全市町村がそろわないとできないので、県の考え方は、一旦は、「これが標準の保険料ですよ」という水準を示すので、あとは市町村ごとに考えてくださいと。それで県内の格差を埋めていこうというものです。</p>

<p>委員 事務局 会長 委員</p>	<p>首長さんとしては、財源を投入しても政策として保険料を下げるんだとか言いたい方も中にはあるわけで、ただ、そこを排していかないと保険料が恣意的なものになってくるし、さっき言ったように共同事業で他市町村の医療費の負担までカバーしている市町村にとっては、医療費は負担してもらいつつ保険料を下げたいというのはいかがかなものか、というような議論になりますので。</p> <p>県域化の制度自体に反対ということではなくて、各論的な話での異論という感じでいらっしゃるという理解でいいのですか。</p> <p>そうですね。</p> <p>はい。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>県が行う保険料のシミュレーションですけども、これはいつごろできるのかということと、それから、今、まだ30年度にはまだ1年以上ある訳ですが、統一保険料は30年度ではすでに難しいということになっていきますけども、大体いつごろを目途にという感じですか、目標といたしますか。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>シミュレーションにつきましては、スケジュールの中でも少し言いましたけど、まだ今のところ作業が遅れているようなことで、現時点でまだ出てきていません。一応予定としては、本当は12月には出ることになっていましたけど。県域化は30年4月から始まりますので30年度に全ての準備を終えるには、今年度中にはほとんど方針は固めてしまわないといけないと統一保険料は間に合わないと考えています。県の運営方針の方向性を2月には確定して、予算立ての関係もありますので、最終的には夏頃には決定しておかないといけないので、今協議をしているというところです。</p>
<p>委員 保険年金課長 委員 委員</p>	<p>この30年度ってというのは、これいつ決まったのですか。</p> <p>平成27年の法改正で。</p> <p>わかりました。</p> <p>1ページのところでありますけども、市町村の事務の共同化で、一元化することによって事務を効率化するということですが、事業として、いろいろ県との分担をしているわけですから、そういう部分で一元化は当然メリットです。財政的なメリットとか業務的なメリット、そういうものは具体的にはどういうものがあるのか、どういうことを試算しておられるのかということについて。</p> <p>それから財政負担に関して、いわゆる特別医療費に対するペナルティの問題のところ、実際、鳥取市が7,300万余のペナルティということですが、先ほどのシミュレーションからいって、そういうペナルティの部分が財政的にどのぐらいに膨らんでいくのか、市町村にとってシミュレーションの過程ではどういうことになっているのか</p>

<p>保険年金課長</p>	<p>をお聞きをしたいと思います。</p> <p>まず事務の効率化の面ですが、具体的な例でいえば、例えばレセプト点検とか、19市町村がそれぞれ専任の職員を抱えて二次審査をやっているのですが、これはどこの市町村もやられなければいけないことですので、一元化という形で県がまとめてやるような形になれば、例えば19人いるところが、10人とかでできれば財政的なメリットがありますし、事務的な効率化も図れるのではないかなというようなことがあります。</p> <p>ペナルティの問題は、市町村の要望を受けて、国は結論として未就学児の医療費に係るペナルティは廃止することになって、それは鳥取市にとっては500万程度になりますので、残りの7,000万近くというのがまだペナルティとして残ります。これについては引き続き、県に要望をしていて、応分の負担はしてくださいよという話をしていくということになります。30年から一部のペナルティの廃止が決まりましたけど、残りの部分についてはまだ決着していません。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、鳥取市は、ペナルティとして国から7,300万程の減額を受けています。今度、県域化になったときは、会計の仕組みが変わりまして、国の負担金なりその他の交付金を県が一括して受けることとなります。県はこれらの諸々の収入を充てて足りないところを納付金として、各市町村に負担を求めてきます。市町村はそれに見合った保険料を集めて県に支払うという仕組みになります。</p> <p>つまり、県域化になると、このペナルティは市町村が受けるのではなくて、直接は国から県への交付金が減額されることとなります。</p> <p>鳥取市分のペナルティとして今後7,000万なりの減額を県が受ける、そのときに鳥取市にその減額分の負担を求めることができるということになっています。その7,000万をそっくりそのまま市町村の納付金として上乘せして請求されるのか、半分になるのか、ゼロになるのか、これによって被保険者の保険料として集めなければならない金額に直接かかわってくることで、ここは県の責任を果たすようにと、4市を中心に要望しておりまして、そのせめぎ合いを今やっているという状況です。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>そうしますと、その問題が解決したと仮定して、次年度に診療報酬の改定などで医療費が増えて、いわゆる「これだけ納付しなさいよ」という目標がアップしてくると、そのペナルティの分も一旦は県が払うわけですが、その後に負担が増えていくのではという疑問もあるのですが、そういうものが生まれてくる可能性は全くないですか。</p> <p>例えば、ペナルティの半分は県が負担するというルール化がされてしまえば、毎年のペナルティの額というのは大体同一の水準で推</p>

	<p>移しますので、大幅な増加はないわけですから、そのルールを決めようってことで県にお願いをしているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>市町村も金額を決められている部分は集めて、それを総額してのうち県がいくらかを負担するということを決めたら、それ以上のことはない。例えばそのレベルよりも上がったとしたら、そういうことはあっても、県は県で決めたものを、それ以上は上がらないということになるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ペナルティに関していえば、額が増えれば県の負担も増えるという案分ルールというのをつくってしまえば、負担はそれほど上がらないと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>要するに特別医療は知事がやろうと言って始まった事業なのに、本来だったらこのペナルティも県が半分持つべきだという話を市町村に全額持てという形でこれまで来ているので、簡単に言えば、県に半分持ってもらったら市町村の半分の分の保険料は減るってことの意味合いですよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>委員</p>	<p>鳥取県は、知事の意向でという話はあったのですが、今何歳までですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>高校卒業までですね。</p>
<p>委員</p>	<p>これは全国的に見ると市町村によって違っていて、ちょっと前までは入学前だけの話で、はじめは3歳児以下という形の制度だと思えますが、国から見れば、それは都道府県あるいは県・市がやりたいという話なので、国保は全国的に見たら一緒なので、同じルールでペナルティを課しますよという考え方で国は見てしまう。ただ、今おっしゃったのは、本来、県でやろうとしている話なのに、鳥取市にそれを全部かぶせているので、それはだめでしょうという御説明だという理解でいいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>将来的に上がっていくかどうかっていうのは、今例えば、高校生以下という話が、仮に大学生以下みたいな話になってくれば、やっぱり可能性としてはその部分というのは上がっていく可能性は出てくるということですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。そのとおりです。ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>どこまでやっていくのかっていう話は、今だと国保が県に一本になったら、県としてどうするかっていう指針をまた出してもらわないと、市としても動けないっていうような話になるのだと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>議論が弾んで非常に有意義だと思うのですが、審議いただく案件がまだたくさん残っておりますので、もしよろしければ次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

事務局 会長	<p>それでは、報告事項の2番目平成28年度国民健康保険費特別会計歳入歳出決算見込について説明をお願いします。</p> <p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p> <p>はい、ありがとうございます。何か御質問とか確認事項とかありましたら、よろしいでしょうか。</p> <p>次の諮問事項の審議のところでもある程度関係してくるかと思えますので、それでは、進めさせていただきまして、議事日程で行きますと(2)のほうになりますけれども、先ほど市長からの諮問事項として29年度の保険料率等についていかがすべきか、という諮問がありました。その関係の御審議をお願いしたいということです。事務局のほうで、①と②を一括して御説明いただきたいといいますが、よろしくをお願いします。</p>
事務局 会長	<p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等ですね、順次お出しただければというふうに思います。た、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>私は被用者保険を代表して出てきているものですので、諮問内容に異論を唱えるつもりはありませんが、1点だけ意見を。横長の資料の5ページの歳入の部分で、今御説明いただいた4番の前期高齢者交付金という形の部分があります。これは、冒頭に言いましたように、現役世代といえますか、私どもの加入者の働いている方々の分の数が全部集まって国保に行くという形の流れになっています。当然、国保の現役世代も負担している部分はありますが、流れ的にはそうなっているということが大事で。今、鳥取市で働いている方々の保険料率っていうのは、全国平均よりは低いんですが、この部分の保険料は上がり傾向にあります。来年度はちょっと上げなければいけないかなという話も出るぐらいですので、大変恐縮ですが、今働いている方々の保険料が国保にも回っているということを御理解いただいて運営のほうをよろしくをお願いしたいという気持ちが1つ。もう1点は、これは前任者もお話ししているかもしれませんが、同じ表で、7番、一般会計の繰入金というのがあります。これ間違いなければ、もし間違っていれば訂正していただければいいですが、市税とか市の財政の中から繰り入れている金額になります。何を申し上げたいかといいますと、私ども加入者も鳥取市の人はずっとたくさんいます。その方々は税金も払って、回り回って、要は二重に国保にお金を持っていかれているっていう印象を持つところがあります。ここは我々としても大変ですね、ただ国の制度がそうなっていますので、どうこうっていうお話ではありませんが、国保においては、しっかりその辺を御理解いただいて運営のほ</p>

<p>会 長</p>	<p>うをよろしく申し上げます。諮問に関して異議を唱えるつもりはありません。要望としてお伝えさせていただきます。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>資料5の中の、後で説明があると思いますが、実際、滞納額が少なくなる見込みですが、そういう方々が、実際には、比率的にいうと多くなってきているかどうか、28年度のはまだ終わってないわけですが、その辺の状況はどうでしょうか。つまり、そういう方々が多いいいことは、いわゆる払いたくても払えない、そういう実態があるのではないかとこの協議会でどう判断するかという視点からいいますと、そういうことも非常に関心がありますので、伺いをしたいと思います。実際に今提案されているような中身でいいのか、料率をどうすべきかを判断したいと思いましたので。</p>
<p>会 長 徴収課長</p>	<p>はい、お願いします。</p> <p>滞納者が比率的に増えているのかどうなのかっていう御質問だったと思います。現状の収納状況を御説明いたしますと、12月末時点で現年分の収納率は前年に比べて若干下がっております。滞納繰越分は例年と同程度となっております。現年度分は1.78下がっておりますが、この要因は28年度から納期8期から10期に延びたということがあります。以前は7月から納付していただいたものが6月からになって、2月までだったのが3月までに延びたということになりましたので、前後に1期ずつ増えたということによって、前半はある程度前年より高い率で推移するのですが、後半になると少しそのあたりが低くなるということになります。それで、1.78をどう分析するかということですが、今のところ納期が増えた要因だと認識しておりますので、実質的な徴収率が前年に比べて下がっているというような感触は今のところありませんので、比率的に滞納者が増えているような状況にはないと思います。また、督促状の発送件数は減っておりますので、どちらかというとな目に推移しているのではないかと分析をしているところであります。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほどありましたけども、現役の人で働いている人の立場もありますし、一方で我々のように年金生活者で国保に入っている人もありますから、できる限り年金特別徴収の比率を下げさせていただきたい。そうしないと、どんどん高齢化はまだまだこれからだという部分では、できる限り下げさせていただくことを要望したいと思います。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>言わずもがなですが、この間もよそで生活保護の担当者のジャンパーの問題が出ておりましたが、やっぱり滞納者の徴収に関しては、相</p>



委員	手の立場も考え十分注意して、市民の皆さんに対して、思いやる気持ちで徴収、回収はよろしくお願ひしたいなと思います。
会長	鳥取市であんなことのないように。あんなことあったら大変なことですので、ぜひとも。
事務局	はい。ほかにいかがでしょうか。諮問の中身としては、賦課限度額、保険料率、現行どおり据え置きということではいかがでしょうかというように諮問ですけれども、それに対して皆さん方の御意見といたしましょうか、既に幾つかいただいておりますけれども、ほかに何かありましたらお願ひしたいと思いますが。
委員	一点説明を漏らしておりました。限度額については、国のほうも据え置くということで、税制改正大綱が閣議決定されておりますので、限度額は変える必然性はないということをお補足させていただきます。
保険年金課長	4ページの留意点のところに、不足の場合は繰り上げ充用を行うというぐあいを書いてありますけれども、国保運営準備基金というのがあるので、それはもう使うということはずないということになるのでしょうか。
会長	これは最終的なことではそういうことも考えられますが、まずは鳥取市の基金が10億円積み立ててありますので、こちらのほうで対応していくということが基本になります。余程のことがない限りここに書いてあるようなことにはならないとご理解ください。
会長	よろしいでしょうか。特段の御意見がなければ、既に今までいただいた委員さんの御意見をもとにしまして、諮問どおり据え置きの方向で方針の答申書をつくって、それで市長さんのほうに答申するというような形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
会長	<異議なし>
事務局	そうしましたら、そういう方向で手続を進めさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。続きまして、(3)の協議事項が用意されておりますが、平成29年度鳥取市国民健康保険事業計画案につきまして、事務局のほうから御説明をお願ひしたいと思ひます。
会長	<資料に基づき説明>
委員	はい、ありがとうございました。29年度の事業計画の案ということで概略の説明いただきましたけども、これにつきまして、御質問、御意見、そのほかありましたらお願ひしたいと思ひます。はい、どうぞ、お願ひします。
委員	9ページの給付内容点検の適正化で、レセプト点検のところですが、保険給付費はもちろんあるとは思ひますが、全国的にちょっと問題になっている療養費ですけど、あんま・はり・きゅうとか柔整とか、療養費に対するチェックなんかは鳥取市の国保としては何かやつ

<p>保険年金課長</p>	<p>ておられるのでしょうか。ほかの国保の機関ではチェックをしているとか聞くんですけども。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。国保連合会のほうで療養費のほうもチェックしていただきますので、そちらのほうで見ていただいております。</p>
<p>委員</p>	<p>それは国保連合会で見ているとは思うんですけども、医療事務に精通した専任のレセプト点検して書いてあるので、また2回目の点検も国保の連合会に依頼しているのですか。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>保険給付費と療養費を混同しておりましたけども、レセプト点検の項目で記載しているのは現物給付の医療費のほうです。</p>
<p>事務局</p>	<p>1次審査を連合会にさせていただいて、2次審査については事務員がやっているのですが、そこで疑義があるものについては、レセプト点検員と相談をしながらやっております。あと、利用者に対して抜き打ちのアンケートを出して、要するに、適正な請求かどうかを名指しで調べるのではなくて、どういう理由で行かれましたかというような確認をさせていただいています。あくまで不正を見つけようという体裁ではなくて、例えばそういうアンケートが被保険者に送られているということを、施術者の方々にも認識を持っていただくような意味合いでそういう調査もやっています。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。 介護の分だけ費用は上がりそうだという感じですが、介護関係の保健事業っていうのは、取り組めるのでしょうか、取り組む必要がない、それとも、どう考えておられるのでしょうか。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>介護保険という制度の中で、こちらのほうは介護保険料を徴収して、介護保険会計を設けて鳥取市もやっていますので、保健事業としてやっていくのは介護保険で、別途にやっていくということです。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回、医療から介護、その連携とか、受診から介護に至るまでの関連性が見えないのかというようなお話があったと思いますが、来年度1つ新しい事業の予算を要求しています。うちは直営の佐治診療所というへき地診療所を持っております。そこは自治医科大学を卒業されて研修期間にある県の医師を派遣していただいております。過去に佐治診療所に勤務された経験があって、現在、市立病院に勤務されている自治医科大学卒業のドクターと自治医科大学のネットワークを利用して、佐治という超高齢地域をベースに、循環器系の疾患の発症から介護に至るまでの経過を10年間後追い調査しようという研究事業を来年度スタートしたいと考えています。特に地域包括ケアを進めるにあたっての課題を明らかにすることも含めて、そういった基礎資料として、調査をしたいということがありますので、これは公益財団法人の補助事業ですが、その事業に手を挙げています。何分に</p>

<p>会 長 委 員 事 務 局</p>	<p>も長期的なものですのですぐすぐ結果が出せるものではありませんが、そういうものにも取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>はい。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>9ページの国保の受診による不当利得の徴収ってというのは、具体的そんな不正が鳥取市にあるわけですか。</p>
<p>委 員 事 務 局</p>	<p>要するに、社会保険に切り替わっていて資格が切れているのに、届けをせずに古い保険証を持ったまま病院にかかるとか、市外に転出しているのに鳥取市の保険証を使うとかいうことが多々あります。</p> <p>チェックは入らないのですか。</p> <p>それはもちろんチェックも入れるのですが、就職したけど社会保険ができるまでの空期間に保険証を使われると、発覚するのが事後になってしまいます。どうしてもタイムラグがありますから、その間に国保の保険証を使って受診されるってというような場合については、病院にかかられて市に請求が上がってくるまでに2カ月かかるもので、本人から不当な利得ということで徴収するということがありまして。</p>
<p>委 員 事 務 局</p>	<p>結構あるのですか。</p> <p>うっかりもありますし、保険者間で請求を調整させていただける部分もあったりしますが、基本的には本人から使った金額を返していただいて、正しい保険者に請求していただくということになります。</p>
<p>委 員 事 務 局</p>	<p>うっかりではあるにしても、意識的にやるってというのは、そんなにたくさんあるのでしょうか。</p> <p>基本的にはうっかりということですが、なきにしもあらずで。</p>
<p>保 険 年 金 課 長</p>	<p>わざとという意味ではないんですけども、どうしても保険の手続には、1カ月なりかかりますし、そのまま気づかずに使っていたとかいうのもありますので。そこまでは本当に悪意をもってやっていることになったら、今度は不正利得というまた別のほうになりますけども。</p>
<p>委 員</p>	<p>こうして書いてもらうとよくわかって、いい部分があります。いいか悪いかは別ですけど、よくわかると思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>保険者間調整と言われていたのは、国保と主に被用者保険とのやりとりになります。会社をおやめになったら国保に入ることになりますが、その手続が遅れたりすると、御本人さんにもいろんな形で御案内はしているのですが。被用者保険は、やめた翌日からもう使えせんよということなのですが、なかなかうまく伝わらない部分もあって、その月まで、同じ月だったら使えるという誤解をされている方もたくさんいらっしゃる、今そういう話しすると、国保は月頭とかいう形になっているので、国保からうちに入ってくる逆もあるんですけど、そういう制度として皆様に浸透しづらい部分があってそういう形</p>

<p>委員 事務局 会長</p> <p>保険年金課長 会長</p>	<p>で出てくると。だから悪意をもってしようという話ではなかなかないことなのかなとは思っています。ただ、うっかりであっても、やっぱりお返しいただかないといけませんので、一旦お返しいただいて、今度は新たに入った保険、国保であれば国保で医療費を見てもらおうという形をやるっていうのを、保険者調整と言っているのは、加入者の皆さんには御迷惑がかからないように、保険者の間でやりとりして精算するという制度が、ようやく2年ほど前から実施されているものです。ただ、一旦は、資格が違う保険証で診療を受けた分に関しては、お返しいただくというのが原則ルールとなっているので、委員の皆さんには、地域の方々にも働いている会社の保険は、会社をやめた翌日からもう使えないですよということをお伝えいただければ幸いですし、我々も広報としてしっかりとやらせていただいております。</p> <p>7ページの納期の変更のくだりにラインが引いてあるのは、このまま、消さないということですか。</p> <p>納期を変えたのは今年度なので、来年の計画からは、削ってしまおうということで、わかるように抹消線を引いているものです。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。29年度の事業計画の案について、皆さんからの御意見をいただきましたので、それをもとに精査して、また計画に沿って事業を進めていただくということでお願いします。</p> <p>それでは、議事日程によりますと、7番目、その他となっておりますが、途中ちょっと私のほうで急いだところもあったりして、言い逃して発言のチャンスを失ったというようなことも含めて、そのほかありましたらお願いしたいと思いますが。</p> <p>この際、あるいはちょっと言いそびれたというようなことでもありましたらということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、特にないようでしたら、事務局のほうで何か御連絡、その他ありますでしょうか。</p> <p>はい、特にありませんけど、また次回は夏ごろ、また開催させていただきますので、日程等決まりましたら連絡させていただきます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成28年度の第2回鳥取市国民健康保険運営協議会、閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後3時</p>
---	---